

(案)

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(案)
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和2年7月23日(木)～同年8月26日(水)
案件番号:145209567

意見提出者一覧

意見提出者 9件(法人:8件、個人:1件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人1
2	東日本電信電話株式会社
3	西日本電信電話株式会社
4	一般社団法人テレコムサービス協会
5	日本通信株式会社
6	KDDI株式会社
7	株式会社オプテージ
8	ソフトバンク株式会社
9	EditNet株式会社

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見 1</p> <p>多様な事業者が自己設置/接続/卸役務のいずれかでの提供を選択することが可能である中、当社の卸役務を事業者が選択し続けている実態が、当社の光サービス卸の卸料金が不当に高額ではないことの証左。</p> <p>光サービス卸において個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。</p> <p>今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく考え。</p> <p>当社は光サービス卸の卸料金と接続料の費用要素等の違いや、小売料金/卸料金/接続料相当額の時系列比較及び時系列の変動に差が出る要因等を、自主的に総務省に報告する考え。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>【本検証の目的にあたって】</p> <p>自己設置/接続事業者は、通信設備の全額または一部を投資し、当該事業者間において通信速度や料金、提供エリアといった設備競争を行うものである一方、卸役務を活用したサービスプレイヤーは、自己設置/接続事業者の設備を用い、自社サービスとのセット割引や付加サービス等の事業者間でのサービス競争を行うものであり、両者の設備投資や競争のレイヤーは異なるため、自己設置/接続/卸役務を単純に比較することはできないと考えます。</p> <p>また、事業者は、「自らが投資を行う設備の範囲(設備コストの大小)」と「ネットワークサービス品質設定の範囲(自ら設置する設備が多ければ、自らの判断でサービス品質等を改良しやすい(例:速度増速等))」に応じたリスクとリターンのバランスを踏まえ、自らの判断により、自己設置/接続/卸役務のいずれかを選択した上で、多様なサービスを提供しています。</p> <p>仮に、自己設置/接続事業者の設備投資や営業努力を考慮せずに、性質の異なる自己設置/接続/卸役務を同じ設備利用形態・利用条件で利用可能とすることを求めた場合、リスクとリターンのバランスが崩れ、リスクをとって設備投資を行う事業者がいなくなることで、ブロードバンドエリアの拡大・維持だけでなく、既存エリアでの高度化投資(高速化)等も停滞するおそれがあると考えます。</p>	<p>光サービス卸については、接続料の算定等に関する研究会第4次報告書(案)において、「同様の設備利用形態・利用条件で利用可能な接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められないものの、他方で、関連する接続機能や提供料金の状況から、代替性が全くないとはまでは評価できない。」とされたところです。</p> <p>○ また、御意見の「今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく」点については、重要であり、それとともに、接続による代替性を高めるために取り得る措置を実施していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省としては、本ガイドラインにより、指定設備卸役務の卸料金の検証を適切に実施していくことが必要と考えます。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>【光サービス卸における当社の取り組みについて】</p> <p>FTTHアクセスサービス市場においては、設備構築事業者による通信速度の高速化をはじめとする設備競争や、卸先事業者等によるセット割引や付加サービス等のサービス競争が進み、当社だけではなく他事業者においても契約数が増加しており、市場全体が伸長してきています。多様な事業者が自己設置/接続/卸役務のいずれかでの提供を選択することが可能である中、当社の卸役務を事業者が選択し続けている実態が、当社の光サービス卸の卸料金が不当に高額ではないことの証左であると考えます。</p> <p>当社としては、あらゆる産業分野における通信サービスの活用を促しSociety5.0等の実現につなげるために、光サービス卸において個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考えです。例えば、異業種企業等に対し、アプリケーション用のサーバからIoT端末、更には運営サポートまでセットで提供することで通信サービスの利活用の支援を行うことや、スタートアップ等の初期の負担を抑えたい事業者に対し、卸先事業者が提供するサービスの収入の一部を当社にシェアしていただく代わりに、事業開始当初の光サービス卸の卸料金を競争状況に配慮しつつ安価に設定するレベニューシェア型料金を検討しています。</p> <p>加えて、当社は光サービス卸の卸料金をこれまで2度に亘り値下げしていますが、今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく考えです。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」や「接続料の算定等に関する研究会」において、卸料金の適正性に関するご意見が寄せられていたことを踏まえ、光サービス卸の卸料金に関する理解を深めていただく観点から、当社は光サービス卸の卸料金と接続料の費用要素等の違いや、小売料金/卸料金/接続料相当額の時系列比較及び時系列の変動に差が出る要因等を、自主的に総務省殿に報告する考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
意見2	考え方2	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>本ガイドライン案に賛同。(同旨2社) 本ガイドラインが制定された際には、モバイル音声卸の卸料金について、直ちに適正性検証を実施するよう要望する。</p>		
<p>接続料の算定等に関する研究会の数次の議論、それを取りまとめた第四次報告書案を踏まえた内容であり、本ガイドライン案に賛同いたします。 また、本ガイドラインが制定された際には、上記議論、報告書案における「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証において、「代替手段となる接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められず、加えて、関連する接続機能や提供料金の状況からも、現時点では、代替性があると評価できない」とされたモバイル音声卸の卸料金について、直ちに適正性検証を実施いただくよう要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 ○ なお、本ガイドラインの制定後は、接続料の算定等に関する研究会での議論を踏まえつつ、本ガイドラインを着実に適用し、卸役務の適正性・公平性・透明性等の確保を図ってまいります。</p>	無
<p>指定電気通信設備を用いた卸役務について、本報告書案およびガイドライン案で示されるように検証いただくことは、卸役務の適正性・透明性の向上により電気通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献すると考えます。 【株式会社オブテージ】</p>		
<p>意見3 接続で同じ機能が提供されていない指定設備卸のサービスについて、卸料金の適正性を検証する具体的な方法が示されたことは、大変有意義。今後、ガイドラインによって卸料金の妥当性が検証されることで、多くの電気通信事業者が便利で廉価なサービスを提供できるようになっていくことを期待。</p>	考え方3	
<p>NTT東西の指定設備を活用して電気通信サービスを提供するISP事業者にとって、本来は接続で指定設備を利用できることが、公正競争の確保上大変重要です。同等の機能を接続で利用できず、卸でしか利用できない場合、NTT東西と対等な交渉力を持たない接続事業者は不利な立場で協議をせざるをえないため、せめて卸の条件の透明性・適正性を接続と同程度に担保する制度が必要です。 今回、接続で同じ機能が提供されていない指定設備卸のサービスについて、卸料金の適正性を検証する具体的な方法が示されたことは、大変有意義</p>	賛同の御意見として承ります。	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>です。今後、ガイドラインによって卸料金の妥当性が検証されることで、多くの電気通信事業者が便利で廉価なサービスを提供できるようになっていくことを期待しております。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>		
検証の実施方法		
<p>意見4</p> <p>ガイドライン(案)に賛同し、光サービス卸が接続による代替性が不十分と評価される指定設備卸役務として検証される事を期待。</p> <p>毎年値下げが続く接続料に対して、卸料金の値下げはその対象や回数、金額については必ずしも連動していない。光サービス卸の卸料金は早急に値下げすべき。</p>	考え方4	
<p>今回の「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン(案)」に賛同し、光サービス卸が接続による代替性が不十分と評価される指定設備卸役務として検証される事を期待いたします。</p> <p>光サービス卸は2015年2月に開始されましたが、毎年値下げが続く接続料に対して、卸料金の値下げはその対象や回数、金額については必ずしも連動しておりません。NTT東西殿が勘案するとした、光サービス卸の需要動向は「加入者件数の増加」として、営業活動は「体制縮小」が見られ、設備に関するコストは「接続料の低下」として確認されており、光サービス卸の卸料金は早急に値下げすべきです。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、頂いた御意見を参考に、検証を進めてまいります。</p>	無
<p>意見5</p> <p>コスト水準と卸料金の差分について、総務省が示すベンチマーク設定の考え方を踏まえた検証がなされているか確認することを要望。</p>	考え方5	
<p>検証については、指定事業者が自ら実施することになるため、総務省殿におかれましては、コスト水準と卸料金の差分について、総務省殿が示すベンチマーク設定の考え方を踏まえた検証がなされているか確認をお願いいたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</p>	<p>ベンチマーク設定の考え方は、重点的な検証の際に用いるものであり、その他の検証には、直接これを用いるものではありませんが、コスト水準を算定する際には、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額を踏まえて算定いただく必要があると考えます。</p>	無
意見6	考え方6	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>指定事業者から卸電気通信役務の提供を受けるに当たっては、秘密保持契約（NDA）を締結し、当該NDAにおいてNDAの存在自体も秘密情報とされているなか、「卸役務の適正性に関する具体的な課題が総務省に寄せられる」事態に至るまでには相当程度の期間を要する。検証対象とするためのハードルは低く設定し、幅広く対象とすべき。</p>		
<p>「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする」とされている。しかしながら、卸先事業者が指定事業者から卸電気通信役務の提供を受けるにあたっては、秘密保持契約（NDA）を締結し、当該NDAにおいてNDAの存在自体も秘密情報とされているのが実態である。このような状況では、「卸役務の適正性に関する具体的な課題が総務省に寄せられる」事態に至るまでには相当程度の期間を要する。指定事業者には公正競争上の問題を解決するインセンティブがなく、迅速な解決が期待できないため、検証対象とするためのハードルは低く設定し、幅広く対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>卸役務による柔軟な設備利用を過度に抑制しないようにする観点から、指定設備卸役務のうち、卸先事業者から具体的に課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられる指定設備卸役務に絞って検証を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見7</p> <p>「公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象」とする場合、適切な政策議論プロセスを経ること、その判断基準において恣意性を排除した客観的なものを用いること等を最低限の条件とすべき。</p>	考え方7	
<p>検証の対象となる指定設備卸役務は市場の実質的な競争環境等、客観的な事情を十分に考慮した上で決定されるべきであり、「公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象」とする場合、適切な政策議論プロセスを経ること、その判断基準において恣意性を排除した客観的なものを用いること等を最低限の条件とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>卸役務による柔軟な設備利用を過度に抑制しないようにする観点から、指定設備卸役務のうち、卸先事業者から具体的に課題が相当程度寄せられていること、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと考えられることといった判断基準を設け、対象を絞って検証を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見8</p> <p>ガイドライン案に示された4つの観点のうち、a)及びb)は、「同等」「同様」「利用可能」「提供可能」の解釈に幅があり、指定事業者と卸先事業者の見解が一致し</p>	考え方8	

(案)

意見	考え方	修正の有無
ないことが想定される。他方、c)は、卸料金という客観的な数値による評価であるため、第三者による検証が可能で、透明性のある議論が期待できるため、「a)・b)・c)・d)を総合的に評価する」に当たっては、最も客観的な指標であるc)を重視して評価すべき。		
<p>「a)・b)・c)・d)を総合的に評価する」とあるが、a)およびb)は、「同等」「同様」「利用可能」「提供可能」の解釈に幅があり、指定事業者と卸先事業者の見解が一致しないことが想定される(理論的には可能でも、コストの問題で実際には不可能であるなど)。</p> <p>一方、c)は、卸料金という客観的な数値による評価であるため、第三者による検証が可能で、透明性のある議論が期待できる。</p> <p>したがって、「a)・b)・c)・d)を総合的に評価する」にあたっては、最も客観的な指標であるc)を重視して評価すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>○ 代替性の評価に当たっては、「ア.卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。」及び「イ.卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。」の外形的な点のほか、「ウ.指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」の実質的な点を含めて、総合的に評価することが適当と考えます。</p>	無
意見9 「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、卸先事業者が享受する便益を副次的な効果にとどまるものとして、一切のコスト算入を不可とせず、各費用の内容を考慮した上で個々に算入可否を判断すべき。(同旨2者)	考え方9	
<p>「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、当該コストにより卸先事業者が享受する便益を副次的な効果にとどまるものとして、一切のコスト算入を不可とするのは早計であり、各費用の内容を考慮した上で個々に算入可否を判断すべきと考えます。</p> <p>したがって「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、原価への算入は認められない」とするガイドライン案の内容は不適切であり、「各費用の内容を考慮した上で個々に算入可否を判断すべき」との記載への修正を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、仮に卸先事業者にとって便益があるとしても、それは指定事業者自らの顧客獲得・維持を図る上での副次的な効果にとどまるものであり、現時点ではその効果を定量的に測ることができず、また、指定事業者と卸先事業者が小売市場においては競争関係にあることを踏まえれば、指定事業者自身の顧客の獲得・維持を目的とした広告宣伝活動や営業活動は、卸先事業者にとって不利に働く面があると</p>	無
「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」について、卸先事業者		

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>が当該コストにより直接的に便益を享受していることを把握できるものであれば、「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」と同様に、卸先事業者が当該コストにより直接的に便益を享受しているかどうかの基準に照らして個別に判断されるものと理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>考えます。こうした点から、卸先事業者が当該コストにより直接的に享受している便益が現時点では把握できないため、「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」として原価への算入を許容しないことは適当と考えます。</p>	
<p>意見10</p> <p>時系列検証については、過去3年分の小売料金や接続料相当額の算定について、実リテール料金、接続約款に規定されていないその他の設備コストや営業費などは現時点においては過去データの抽出が対応不可能であり、検証開始当初は対応できないことを考慮する必要がある。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>時系列検証については、過去3年分の小売料金や接続料相当額の算定について、実リテール料金、接続約款に規定されていないその他の設備コストや営業費などは現時点においては過去データの抽出が対応不可能であり、検証開始当初は対応できないことを考慮する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>時系列検証においては、可能な限り精度の高いデータを使うことが求められますが、過去の小売料金については検証に耐える精度のデータを有していないことについて正当な理由がある場合には、一定の推計を認めることで、検証することは可能であると考えます。</p>	無
その他		
<p>意見11</p> <p>接続料は毎年度変更申請され認可されており、卸料金についての検証も同様に年に1度は必要。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>NTT東西殿において、システム更新や業務の見直しは日々行われており、回収しようとしている費用項目等は、一定期間での見直しが必要があります。また接続料は毎年度変更申請され認可されており、卸料金についての検証も同様に年に1度は必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</p>	<p>本ガイドライン案において、「本検証については、当面の間、少なくとも年に1回は実施する」としており、当面の間、年に1回は検証を実施する予定です。</p>	無
<p>意見12</p> <p>卸料金の適正性検証ア重点的な検証での表現を分かりやすくしてほしい。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>ガイドラインの2 - 3ページに記載の卸料金の適正性検証ア重点的な検証での表現がわかりづらいです。</p> <p>を下回らないものであるか否かを検証する</p>	<p>頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>とか、 を下回らないものと認められる場合、妥当と評価する の2箇所については、前者は卸料金が原価に適正利潤を加えた額より高くないかを検証するとし、後者は不等号を使うなどして、わかりやすくしてほしいです。</p> <p>【個人1】</p>		